

入 札 公 告

伊豆市制限付き一般競争入札の公告を下記のとおり行う。この入札は、静岡県共同利用電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により執行する。

令和8年9月14日

伊豆市長 菊 地 豊

記

入 札 番 号	第 8-10-(制一)106 号
工 事 名	令和8年度 中伊豆小学校建築工事
工 事 場 所	伊豆市八幡地内
履 行 期 限	令和10年6月30日
工 事 概 要	建築工事、電気工事、機械工事、外構工事、開発造成工事 規模・構造：校舎・プロムナード：2階建 S造 延床面積3194.88㎡ 小屋：1階建 W造 延床面積20.70㎡ 外部倉庫：1階建 W造 延床面積33.12㎡ 防災倉庫：1階建 軽量S造 延床面積9.65㎡ プレハブ倉庫2：1階建 軽量S造 延床面積2.01㎡ (改修)屋内運動場：2階建 RC・W造 延床面積1288.50㎡ (改修)旧技術科棟：1階建 S造 延床面積531.22㎡ (移設)プレハブ倉庫1：1階建 軽量S造 延床面積16.20㎡
入札参加資格要件	入札参加形態は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という)とし、参加資格要件は以下のとおりとする。 1. 共同企業体の資格要件 (1) 構成員の数は3社とする 共同企業体の組み合わせは、代表構成員の資格要件を満たす1者と構成員1の資格要件を満たす1者と構成員2の資格要件を満たす1者の計3者での組み合わせとする。 (2) 構成員の出資比率は20%以上とし、代表構成員はその比率の最大の者とする。なお、出資比率が同率の場合は、施工能力の大きい者とする※ ※ 施工能力の大きい者の判断基準は、建築一式工事に係る最新の経営事項審査結果の総合評定値とする。 2. 代表構成員の資格要件 (1) 建設業の許可：建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること (2) 所在地：静岡県内に、法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を有する者であること (3) 以下に掲げる基準を満たす監理技術者を施工現場に専任で配置できること。ただし、工事の準備期間は必ずしも専任を要せず、建築工事の開始日から専任できるものであること。 (ア) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること (イ) 次のいずれかの資格を有する者であること (a)一級建築士 (b)一級建築施工管理技士 (ウ) 入札参加資格確認申請の時点において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること (4) 建築一式工事に係る最新の経営事項審査結果の総合評定値(P点)が1,100点以上であること (5) 平成28年度以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建築物の新築又は増築工事(RC造、SRC造又はS造で延床面積1,000㎡以上のものに限る)を元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。※ ※ 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入契法」という。)第2条第1項に定めるものをいう。なお、入契法における「特殊法人等」には、国立大学法人は含み、県立大学法人及び県立病院機構は含まない。

入札参加資格要件	3. 構成員1の資格要件 (1) 建設業の許可:建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること (2) 所在地:静岡県内で富士川以東に、法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を有する者であること (3) 以下に掲げる基準を満たす主任技術者を施工現場に専任で配置できること。ただし、工事の準備期間は必ずしも専任を要さず、建築工事の開始日から専任できるものであること。 (ア) 次のいずれかの資格を有する者であること (a)一級又は二級建築士 (b)一級又は二級建築施工管理技士 (イ) 入札参加資格確認申請の時点において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること (4) 建築一式工事に係る最新の経営事項審査結果の総合評定値(P点)が850点以上であること 4. 構成員2の資格要件 (1) 建設業の許可:建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、建築工事業の特定又は一般建設業の許可を受けている者であること (2) 所在地:伊豆市内に、法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を有する者であること (3) 格付等級:伊豆市建設工事等指名競争入札参加者の格付及び選定要領(平成21年伊豆市告示第39号)による格付が、建築一式工事ABC等級の者であること (4) 以下に掲げる基準を満たす主任技術者を施工現場に専任で配置できること。ただし、工事の準備期間は必ずしも専任を要さず、建築工事の開始日から専任できるものであること。 (ア) 次のいずれかの資格を有する者であること (a)一級又は二級建築士 (b)一級又は二級建築施工管理技士 (イ) 入札参加資格確認申請の時点において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること 5. 共同企業体構成員共通の資格要件等 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと (2) 公告日において、伊豆市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること (3) 公告の日から本工事の入札までの間、伊豆市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(令和元年伊豆市告示第66号)に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと (4) 当該工事の入札に参加する他の共同企業体の構成員に該当しない者であること		
入札(開札)執行日	日 時	令和8年11月13日(金) 午前10時00分～	
	場 所	伊豆市役所 本庁2階 小会議室	

縦覧及び入札参加手続について		
設計書等縦覧期間	令和8年9月14日(月) から 令和8年11月12日(木) まで	
設計書等縦覧場所	静岡県入札情報サービス(PPI) ※伊豆市に利用者登録しているICカードの認証が必要です。 (工事担当課) 詳細については、伊豆市役所中伊豆支所庁舎内 学校教育課までお越しください。	
入 札 参 加 手 続	次の書類を電子入札システムにより送信し申請してください。 1 入札参加資格確認申請書 (様式第2号) 2 同種工事の施工実績 (様式第3号) 3 各構成員の配置予定技術者等の資格・工事経験 (様式第4号) 4 配置予定技術者との3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類 5 各構成員の経営事項審査結果通知書(写) 6 各構成員の建設業許可通知書(写) ※以下の書類については、電子入札システムによらず、直接伊豆市総務部資産経営課契約検査室に提出してください。 7 共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第2-1号) 8 特定建設工事共同企業体協定書(写) 9 電子入札利用届 10 委任状(特定JV)	
	入札参加申請期限	令和8年10月8日(木) 午後4時00分まで
	入札参加資格確認結果通知書	令和8年10月13日(火)に電子入札システムから、「参加資格確認通知書」を送信します。
入 札 書 受 付	次の書類を電子入札システムにより送信し提出してください。 1 入札書 2 工事費内訳書	
	入札書提出期間	令和8年11月11日(水) 午前9時00分 から 令和8年11月12日(木) 午後4時00分 まで
設 計 書 等 質 疑 関 する 質 疑	質問受付	令和8年10月7日(水)までに電子入札システムにより提出してください。
	回答方法	令和8年10月16日(金)までに電子入札システムに回答を掲載します。

そ の 他	(1) 調査基準価格 有 (2) 入札保証金 免除 (3) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上の額を納付(ただし、請負代金額が500万円未満の場合は免除。また、低入札価格調査を受けて落札した者にあつては10分の3以上の額を納付。) (4) 前払金の有無 契約金額が200万円以上の場合 有 (5) 前払金額 請負代金額の40%以内の金額とする。 (6) 中間前払金額 請負代金額の20%以内の金額とする。 (7) 部分払 ① 請負代金額 200万円以上2,000万円未満 2回以内 ② 請負代金額 2,000万円以上5,000万円未満 3回以内 ③ 請負代金額 5,000万円以上 4回以内 (8) 契約書の作成 要 (9) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (10) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。 なお、入札価格が「伊豆市低入札価格調査制度による調査等実施要領」第11条の「契約しない基準額」未満の場合は、当該入札を無効とする。 (11) 入札の無効 ① 工事費内訳書は、入札書の添付書類とし、不備(金額等の未記載を含む)がある場合は入札を無効とする場合がある。 ② 低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、当該調査対象者の入札を無効とする。 (12) 低入札価格調査制度については、「伊豆市低入札価格調査制度による調査等実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。 ① 低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者(監理技術者)とは別に、法第26条第1項又は第2項に規定する者と同様以上の技術者(以下「補助技術者」という。)を専任で1名現場に配置しなければならない。この場合において、主任技術者(監理技術者)及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。 ② 低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「その他(3) 契約保証金」参照 (13) 下請契約や資材発注は伊豆市内に本社(店)を有する者から選定するように努めること。 (14) 議会の議決 本工事に係る契約は、伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年伊豆市条例第46号)第2条に規定する市議会の議決事項であるため、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、市議会の議決後にこれを本契約とする。
問 合 せ 先	総務部 資産経営課 契約検査室 契約検査スタッフ 電話:0558-72-9866 FAX:0558-74-3067 Mail:keiyaku@city.izu.shizuoka.jp